

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年 1月19日
【会社名】	株式会社 東芝
【英訳名】	TOSHIBA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 綱川 智
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目 1番 1号
【電話番号】	03-3457-4511
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 篠崎 俊司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目 1番 1号
【電話番号】	03-3457-2148
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 篠崎 俊司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8番20号)

1【提出理由】

当社の連結子会社である東芝エレベータ中国社(以下「TCE」)に対して申立てられていた仲裁が和解に至ったため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

- (1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名
名 称 東芝エレベータ中国社
住 所 中華人民共和国上海市宝山区蘆川路685号
代表者 幡野 一尋 董事長
- (2) 当該仲裁の申立てがあった年月日
2017年10月31日(中国現地時間)
- (3) 当該仲裁を申立てた者の氏名及び住所
氏 名 拝 賀(以下「申立人」)
住 所 中華人民共和国河南省
- (4) 当該申立ての内容及び損害賠償請求金額
申立人はTCEを被告として、不当解雇を理由に賠償金約25万人民元を請求する仲裁申立てを行っておりました。
- (5) 当該申立ての和解があった年月日、和解の内容及び損害賠償支払金額
和解があった年月日
2018年1月15日(中国現地時間)
和解の内容及び損害賠償支払金額
TCEが1万人民元を申立人に支払い和解しました。

以 上